

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と翌
日の翌
に、
当日は、
翌日と翌
日の翌)

◇人委規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

目次

人事委員会規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の見出し中「伴なう」を「伴う」に改め、同条第一項第一号(3)中「を受けた期間」を削り、同項同号(4)中「に参加した期間」を削り、同項同号(5)及び(6)を次のように改める。

(5) 公務上の負傷又は疾病による休職
(6) 職務専念の特例規則第三条の規定による義務免除のうち次に掲げる事由に該当するもの

イ 第一号から第九号までの事由
ロ 第十号の事由（公務によるものに限る。）

ハ 第十一号の事由（第十七条第五項又は第六項の規定の適用を受ける職員の復職の日から復職の日後の最初の昇給日までの間におけるものに限る。）

ニ 第十二号から第十四号までの事由
ホ 第十六号から第二十四号までの事由
ヘ 第二十六号の事由

ト 第二十七号の事由（公務によるものに限る。）
第十條の二第一項第一号中(6)の次に(7)として次のように加える。

(7) 教職員の休暇規則第四条の規定による特別休暇のうち次に掲げる事由に該当するもの

イ 第三号から第十一号までの事由
ロ 第十二号の事由（公務によるものに限る。）

ハ 第十三号の事由（第十七条第五項又は第六項の規定の適用を受ける職員の復職の日から復職の日後の最初の昇給日までの間における

ものに限る。)

ニ 第十四号から第十六号までの事由

ホ 第十八号から第二十六号までの事由

ヘ 第二十八号の事由

ト 第二十九号の事由(公務によるものに限る。)

第十七条第一項中「次表上欄に掲げる事由に応じ、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)に同表下欄に掲げる換算率を乗じて得た期間」を「休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第十二)により換算して得た期間」に、「休職等の終了した日の翌日」を「復職の日又は休暇の終了した日の翌日」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「休職等となつた日」を「休職等の期間の初日」に改め、同条第三項中「第一項の換算率」を「休職期間等調整換算表の引き続き勤務しない期間についての換算率」に改め、同条第四項中「休職等となつた日以前」を「休職等の期間の初日前」に改める。

別表第十二を次のように改める。

別表第十二

休職期間等調整換算表

休職等の事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
給与条例第十二条の二第一号の規定に該当する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号に規定する公務による負傷	三分の三以内

又は疾病による義務免除及び教職員の休暇規則第四条第十二号に規定する公務による負傷又は疾病による特別休暇

給与条例第十二条の二第二号及び第三号の規定に該当する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号に規定する私事による負傷又は疾病による義務免除及び教職員の休暇規則第四条第十二号に規定する私事による負傷又は疾病による特別休暇

専従許可

給与条例第十二条の二第四号の規定に該当する休職

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

二分の一以内	三分の二以内	零(ただし、無罪判決を受けた場合は事情により三分の三以内とすることができ。)
--------	--------	--

昭和四十四年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会の事務部局等の教育委員会議務局の本庁の項の二等級及び三等級の欄中「課長」を「課長参事」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の図書館の項の一等級の欄中「館長(鳥取)」を削り、同項の二等級及び三等級の欄中「館長(米子)」を「館長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「人事委員会」を「人事委員会規則」に改め、別表の教育委員会の事務部局等の教育委員会議務局の本庁の項中「課長」を「課長参

事」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校以外の教育機関の項中

鳥取図書館	館長	百分の二十
米子図書館	館長	百分の十六

を

図書館	館長	百分の十六
-----	----	-------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「(昭和二十六年鳥取県条例第三十八号)」を「(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)」に、「基き」を「基つき」に改める。

第二条ただし書中「機動隊に勤務する警察官及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。】